

親族後見人の皆様へ

# “座間市成年後見利用促進センター”のご案内



## 後見活動の疑問やお悩み、ご相談ください

座間市成年後見利用促進センター（成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関）では、ご親族の成年後見人・保佐人・補助人をされている方々を支援します。



### <センター相談員による相談受付>

受付時間：平日 9:00～17:00（年末年始を除く）

〔 土/日/祝祭日の場合は休日となります。  
詳しくは事前にセンターにお問い合わせいただくか、  
ホームページにてご確認ください。 〕

受付方法：電話、メール、来所、訪問

費用：無料

対象：被後見人等または親族後見人等が座間市民の方

※ 相談員が不在の場合があります。来所の際は事前にお電話ください。

～ご相談・お問い合わせはお気軽にどうぞ！～

## 座間市成年後見利用促進センター

（運営：社会福祉法人座間市社会福祉協議会）

〒252-0011 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目2番1号 サニープレイス座間

電話 **046-259-7451** ファクス 046-266-2009 メール [kouken@zamashakyo.jp](mailto:kouken@zamashakyo.jp)

ホームページ <https://www.zamashakyo.jp/consultation/座間市成年後見利用促進センター/>



## < 専門職相談会(無料) >

家庭裁判所に提出する書類、財産管理等どうすればいい？

親族の後見人になったけれど...

後見人に選任されたけれど、気をつけなければいけないことは？

監督人が選任されたけれど何をする人？何か相談してもいい？



同意権・取消権が付いたけれど、実際、どうやって使うの？

専門職（弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士・税理士）が  
後見活動や事務に関する疑問にお答えします

日 程：毎月2回、水曜日(座間市社会福祉協議会ホームページ参照)

時 間：1回45分(各日2組) ①13:30~14:15、②14:30~15:15

場 所：市役所会議室ほか ※各回、会場が異なります。ご予約の際にご案内します。

予約等：事前予約制(無料)

センター相談員がお話をうかがい、専門職相談につなぎます

本人のために、良かれと思ってやってしまったこと

…実は、それって問題あるかも…

不正行為とならないよう、行動する前に調べたり相談してみましょう

### 【参考Q&A】

Q. 被後見人の財産から支出できるものと問題になるものは？	
A. 支出できるもの	① 扶養のための家族への生活費 被後見人の配偶者や子の生活費を被後見人の負担とすることは可能です。金額は、被後見人の収支や財産状況を踏まえて必要額を慎重に判断する必要があります。
	② 債務の弁済 被後見人が借金を負っている場合には、被後見人の財産から弁済しなければなりません。贈与か貸金か区別が困難な場合には、弁済する前に法律の専門家や裁判所に相談してください。
	③ 後見事務遂行のための経費 被後見人を訪問するための交通費（例外あり）やコピー代、証明書申請等の手数料、弁護士や司法書士に事務処理を依頼した費用など。
問題となるもの	…以下のような事例については、いずれも不適切な支出として、後見人が返還を求められることがあり、内容によっては、解任措置や刑事告発を受ける場合がありますので、くれぐれも注意が必要です。
	① 〔慶弔費〕 成人祝い金として100万円、お歳暮やお年玉、新築祝いなど被後見人の財産状況や社会通念に照らして、常識的な金額でなければなりません。
	② 〔交通費〕 入所施設を毎日訪問している後見人の全期間分の交通費
	③ 〔身内への介護報酬〕 ヘルパー不在の日に介護を行っている親族への報酬

※後見等開始時に、横浜家庭裁判所より配布された「成年後見人・保佐人・補助人Q&A」をご参照ください。